優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年二月十六日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

A号優先出資及びB号優先出資（以下、総称して「本件優先出資」という。）のうち、特定資産の売却、特定資産からの信託配当その他の収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額にて、当社の資産流動化計画に係る業務の終了前に一部又は全部を償還するにつき、当社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるために行う（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が当社の資産流動化計画に定める計算方法に従って本件優先出資の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

本件優先出資の額の減少をする場合は、これを当社の現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその算定方法

金一億八千万円

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はB号優先出資とし、その口数は三千六百口とする。

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の消却の方法

取締役が決定する減少する本件優先出資金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。この場合、消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金一億八千万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

B号優先出資

平成二十七年二月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年二月十六日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

A号優先出資及びB号優先出資（以下、総称して「本件優先出資」という。）のうち、特定資産の売却、特定資産からの信託配当その他の収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額にて、当社の資産流動化計画に係る業務の終了前に一部又は全部を償還するにつき、当社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるために行う（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が当社の資産流動化計画に定める計算方法に従って本件優先出資の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

本件優先出資の額の減少をする場合は、これを当社の現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその算定方法

金十三億九千九百三十万円

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はA号優先出資とし、その口数は二万七千九百八十六口とする。

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の消却の方法

取締役が決定する減少する本件優先出資金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。この場合、消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金十三億九千九百三十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十七年二月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年2月2日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①草津高原観光　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3－312号　④草津高原観光　群馬県吾妻郡草津町草津7番地の7　代表　細井龍次　⑤本社営業所　群馬県吾妻郡草津町草津7番地の7　⑥平成6年1月28日　⑧平成26年11月15日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県吾妻郡草津町草津7番地の7　草津高原観光　代表　細井龍次

B　①株式会社塚原緑地研究所　②第3種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第3－897号　④株式会社塚原緑地研究所　千葉県千葉市美浜区真砂三丁目3番7号　代表取締役　塚原道夫　⑤本社営業所　千葉県千葉市美浜区真砂三丁目3番7号　⑥平成24年7月31日　⑧平成26年12月31日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県千葉市美浜区真砂三丁目3番7号　株式会社塚原緑地研究所　代表取締役　塚原道夫

C　①ヨハントラベル株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6830号　④ヨハントラベル株式会社　東京都新宿区百人町1－11－28ＰＬＡＴ100－303号　代表取締役　趙光鐵　⑤ヨハントラベル株式会社　東京都新宿区百人町1－11－28ＰＬＡＴ100－303号　⑥平成26年9月18日　⑨平成26年10月16日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区百人町1－11－28ＰＬＡＴ100－303号　ヨハントラベル株式会社　代表取締役　趙光鐵